

第5章 生前贈与と若年層の資産形成¹

濱 秋 純 哉

1. はじめに

長寿命化により老後に必要な資金が以前より増加することが見込まれる一方で、少子化によって公的年金を支える現役層が少なくなっているため、老後に備えた資産形成の重要性が増している。しかし、子供の遺産相続のタイミングを遅らせる親の長寿命化、賃金カーブのフラット化、非正規雇用者の増加などは、若年層の資産形成を阻害する要因と考えられる。そこで、政府は近年、少額投資非課税制度(NISA)や個人型確定拠出年金(iDeCo)などの税優遇により自助努力による資産形成を促そうとしている。

税優遇以外に老後資金の形成を促す方法の一つとして、親からの世代間資産移転を早めることが考えられる。実際、政府は教育、結婚・子育て、住宅取得に用いる資金について一定額までの贈与非課税を行うと同時に相続税の増税を行うことを通じて生前贈与を促進しており、この政策によって資産形成が進むのであれば、時宜にかなった政策といえる。

しかし、一定額までの贈与非課税と相続増税によって生前贈与が進むか否か、仮に進んだとしてそれが子供の資産形成に結び付くかどうかは、親が生前贈与を行う動機に依存すると考えられる。たとえば、親が子供の流動性制約の緩和を目的として子供に生前贈与を行うなら、贈与非課税で贈与が増えることで流動性制約の緩和を通じて消費が増えるかもしれないが、資産形成につながるとは考えにくい。一方、親が利他的動機に基づいて(他の兄弟姉妹と比べて)経済力の低い子供に生前贈与を行うなら、贈与はそれらの子供が資産形成する際の助けとなる可能性がある。

そこで、本稿では生前贈与がどのような動機に基づいて行われているかを知るために、公益財団法人家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データを用いて、日本の生前贈与の実態を明らかにすることに取り組んだ。具体的には、一年間に贈与を受け取る人の割合や、どのような属性を持つ者が贈与を受け取りやすいのかを分析した。

分析の結果、まず、世帯全体の2割前後、または、親と同居していない世帯の1割弱が親から一年間に生前贈与を受け取っていることが分かった。つぎに、子供(回答者)が若い時や、大きな支出を伴う住宅購入や結婚といったライフイベントの際に親からの贈与が行われる傾向が見られた。また、所得の四分位値で対象世帯を四つに分けて生前贈与の受取確率を比較したと

¹ 本研究の実施に当たり、JSPS科研費16K17136から研究費の助成を受けた。また、公益財団法人家計経済研究所から「消費生活に関するパネル調査」の個票データの提供を受けた。記して感謝申し上げたい。

ころ、所得の低い階級ほど生前贈与の受取確率が高いことが分かった。最後に、流動性制約下にある世帯や子供のいる世帯ほど生前贈与の受取確率が高いことも分かった。

利他的動機に基づく贈与と流動性制約の緩和を目的とする贈与を区別することは簡単ではないが、本稿の結果は人々が贈与を行う動機を知る手がかりとなり得る。子供が若い時や、大きな支出を伴う住宅購入・結婚の際に贈与がなされることから、親は子供の流動性制約を緩和するために贈与を行っていることが示唆される。また、贈与の受取確率が(ある年の)子供の所得の多寡によって大きく異なることから、所得と支出のバランスが大きく崩れるような時(流動性制約下にある時)に親が贈与している可能性を指摘できる。

本稿の構成は以下の通りである。II節で分析に用いるデータの概要を説明した後、III節で世代間資産移転と家族介護を表す変数の定義を説明する。IV節ではそれらの変数を用いて行った分析結果を説明し、最後にV節で結論を述べる。

II. 先行研究の展望

この節では、生前贈与のみならず遺産も含めて、人々が世代間資産移転をどのような動機で行っているか分析した先行研究を展望する。まず、1項では日本より研究の蓄積が進む諸外国(主に米国)でどのような結果が得られているかを紹介し、2項で日本についての研究を説明する。

1. 諸外国

これまで、米国を中心として、遺産が相続人間でどのように配分されているかを分析することで被相続人の遺産動機を推測する研究が多く行われてきた。遺産が子供間で不等分されている場合、どのような属性を持つ子供が多く受け取っているかを調べることで、親の遺産動機を知ることができる。このような研究は、米国についてはMenchik(1980, 1988)、Wilhelm(1996)、McGarry(1999)、Behrman and Rosenzweig(2004)、Light and McGarry(2004)、Norton and Van Houtven(2006)、Groneck(2017)、フランスについてはArrondel et al. (1997)、スウェーデンについてはOhlsson(2007)で行われている。その結果、これらの国々では、60%~90%の遺産相続において遺産が子供間で等分されていることが分かった。兄弟姉妹とはいえ属性(能力、経済状況、親との関係性)の異なる者との遺産の等分は、親の利他的遺産動機、老後の面倒を看てくれた子供への配慮(戦略的遺産動機)、養子よりも実子に遺す選好などのいずれの理論でも合理的に解釈することが難しい。また、生前贈与は不等分される傾向があることが明らかとなっており(Dunn and Phillips, 1997; McGarry, 1999; Hochguertel and Ohlsson, 2009など)、遺産の等分は被相続人が子供を公平に扱いたいという動機では説明できない。なぜなら、被相続人が子供を公平に扱い

たいなら、生前贈与も子供間で等分されるはずだからである。このように、遺産が子供間で等分されるという結果は、経済学に基づいて合理的に解釈することが難しいため、「等分パズル」と呼ばれてきた。以上のように、諸外国では遺産が子供間で等分される場合が多いため、遺産配分から被相続人の遺産動機を知ることは難しい。

一方、生前贈与は不等分されることが多いため、どのような属性の子供が贈与を多く受けるか調べることで親の動機が分かるかもしれない。生前贈与についての先行研究は、親の介護との関係を分析したものと子供の経済状況との関係を分析したものに大きく分けられる。まず、生前贈与と親の介護との関係を分析した研究では、親からの贈与の受取と介護提供の間に正の関係が見られるという結果(Norton and Van Houtven, 2006; Norton et al., 2013)と、両者の間に有意な関係が見られない(あるいは負の関係が見られる)という結果(McGarry and Schoeni, 1997; Jimenez -Martin and Prieto, 2015)の両方がある。つぎに、生前贈与と子供の経済状況との関係を分析した多くの研究では、所得が低い子供ほど生前贈与を受け取る確率が高まる傾向や、受取額が大きくなる傾向が繰り返し見られている(Dunn and Phillips, 1997; McGarry and Schoeni, 1995; 1997; McGarry, 1999; Hochguertel and Ohlsson, 2009)。また、Olivera(2017)では、子供間の所得格差が大きいほど、親が生前贈与を子供間で不等分する確率が有意に高まることが指摘されている。

これらの先行研究の多くは調査時点の子供の所得と過去一年間における親からの生前贈与の受取の関係を分析しているが²、McGarry(2016)では過去十七年間を対象として両者の関係が分析された。その結果、調査時点の所得(の低さ)だけでなく失業や離婚などのライフイベントも生前贈与の受取確率及び受取額を高めることや、横断面で見た生前贈与の子供間の不平等よりも十七年間の生前贈与を集計した方が不平等は大きくなることが示された。したがって、親は長いタイムスパンでも生前贈与を子供間で均等化しようとはしておらず、介護の見返りや経済力の低い子供への援助として親が生前贈与を特定の子供に行うことが示唆される。

2. 日本

日本では生前贈与の動機を分析した研究はほとんど無いが、遺産配分についての個票データを用いて遺産動機を明らかにする試みとしてHamaaki et al. (2016)がある。この項ではこれに基づいて、日本における遺産動機と遺産分割のメカニズムについて説明したい。

まず、日本では遺産が子供間で等分される割合は諸外国に比べてかなり低い。上で述べた通り、諸外国では少なくとも約60%の相続案件で遺産が子供間で等分されているが、シンクタンクなどが日本で行った各種調査ではその値が30%前後しかない。そこで、Hamaaki

² Hochguertel and Ohlsson(2009)は、調査時点の所得ではなく、推計された恒常所得に基づいて生前贈与と子供の所得の関係を調べている。

et al. (2016)では、諸外国と日本の間で見られる遺産配分の違いをどのように説明できるか検討した。議論の出発点は、「親は様々な理由で財産の不等分を望むが、それを子供に知られることは望まない」という仮定である。また、親が子供に資産を移転する方法には、「①子供が兄弟姉妹間で誰がいくら受け取ったか観察しにくい手段」と、「②子供が兄弟姉妹間で誰がいくら受け取ったか観察しやすい手段」があると考えられる。このような状況では、親は極力、①の手段による世代間資産移転を使って不等分を行い、②では等分を選択する可能性が高い。

米国では信託や生命保険などの遺言代替物や生前贈与が通常の遺産相続を行うよりも税制上優遇されているため、なるべくこれらの手段を通じて世代間資産移転を行うインセンティブがあると考えられる。また、遺言代替物や生前贈与は上記①の手段に分類できるため、これらを通じた移転は子供間で不等分される可能性が高い。一方、米国の先行研究の多くは、通常の遺産相続についてのデータや、遺言でどのような遺産分割を指示するかを分析対象としており、これらは②の手段に含まれるため、これらを通じて遺された財産が等分されていても不思議はない。翻って日本について考えると、わが国には①の手段がほとんどなく、さらに贈与税も高いため、主に遺産相続で世代間資産移転が行われる³。したがって、親が子供間で不均等な資産移転を望むなら、それは遺産配分に反映される可能性が(米国の場合より)高い。

Hamaaki et al.(2016)で、わが国世帯の遺産配分に関する個票データを利用して遺産動機分析を行った結果、日本の遺産の不等分は、家の跡継ぎに多く相続させる家制度の価値観や親の戦略的遺産動機と整合的である一方、親が経済的に恵まれない子供に多く遺そうとする利他的動機と整合的な傾向は見られなかった。しかし、この結果は親が利他的動機を持たないことを必ずしも意味しない。なぜなら、利他的動機に基づく親から子への世代間資産移転は、生前贈与に基づいて行われるかもしれないからである。また、生前贈与は遺産と異なり、移転のタイミングを親が自由に選べるため、子供が経済的に困窮した時(流動性制約下にある時)に親が贈与する可能性が考えられる⁴。

³ 2003年に相続時精算課税制度ができ、この制度を選べば贈与と相続に同一の税率が適用されることとなったため、この制度を利用すれば生前贈与が遺産相続よりも税負担の面で不利な移転手段とはならない。しかし、死亡時に相続税の対象となるほどの遺産を持たない人にとっては自由なタイミングで贈与できるメリットがあるものの、相続税の課税対象となるような人は贈与税の非課税枠を使えなくなるデメリットがある。また、いったん制度の利用を選択すると撤回ができないという制約もあり、現状、利用者は年間5万人程度にとどまっている。

⁴ 濱秋(2018)では、親の遺産及び生前贈与と子供の親との同居や介護の関係が分析されており、遺産だけでなく贈与の受取も同居・介護と正の相関が見られることが示されている。本稿では、このような戦略的動機に基づく(ように見える)贈与の働きについては分析せず、利他的動機と流動性制約の緩和に対象を絞って分析を行う。

Ⅲ. データソース

この節では、本稿の分析で用いた「消費生活に関するパネル調査」と回答者(あるいはその配偶者)が親から受け取った生前贈与に関する変数の定義を説明した後で、データの記述統計を確認する。

1. 消費生活に関するパネル調査

本稿の分析で用いた「消費生活に関するパネル調査」(以下、JPSC)は、調査開始時点において24-34歳であった女性及びその家族を調査対象とし、同じ対象世帯について年に一度10月に消費、貯蓄、就労状況や家族の状況等を追跡したパネル調査である。対象者の抽出は全国を対象とした層化二段階無作為抽出で行われている。調査を開始した1993年時点では全国の24-34歳の女性1,500人(世帯)が対象とされたが、調査開始から5年目の1997年、11年目の2003年、16年目の2008年及び21年目の2013年にそれぞれ24-29歳であった数百人の回答者を新たな調査対象に加えている。本稿の分析には、1993年から2014年までのデータを用いる。世代間資産移転と家族介護の関係を分析する上で、このデータの強みは過去一年間に起こった生前贈与の受取を(原則として)毎年尋ねていることである。これによって、過去の受取を思い出す場合と比べて、各年における生前贈与の正確な情報が入手できる。

2. 生前贈与の受取を表す変数

JPSCには、回答者及び配偶者の親からの生前贈与の受取に関する複数の質問項目が存在する。まず、第11回調査以降、過去一年間に親から生前贈与として金融資産や実物資産を受け取ったことがあるか否か、及び受け取ったことがある場合はその調査時点における価値が尋ねられている。

親からの金融資産や実物資産の受取の他に、親からの生活費などの補助の有無についての質問もある。具体的には、調査時点で「住宅ローン返済」、「家賃、地代」、「生活費」、「子どものための費用(教育費、服、その他の費用など)」、「その他」のうち親から出してもらっているものの有無(以下、「生活費などの補助」)が複数回答で尋ねられている。この他、敷地・住宅取得の際の親からの援助の有無、及び、結婚費用⁵を賄う際の親からの援助の有無についても

⁵ 結婚費用には、「婚約記念品」、「その他婚約関係」、「挙式・披露宴」、「仲人へのお礼」、「新婚旅行」、「家具・電気製品・台所用品等」、「着物・洋服・装飾品等」、「住居(新しく借りた場合)」、及び「その他」が含まれる。

尋ねられている⁶。さらに、子供の出産費用の援助、病気になった際の治療費の援助の有無なども分かる。

ここで、先行研究と本稿の結果が比較可能か否かを検討するために、米国を対象とする多くの先行研究で用いられているHealth and Retirement Study(HRS)の生前贈与がどのような定義なのか説明しておきたい。まず、HRSでは回答者夫婦が自分たちの子供に過去一年間の間に500ドル以上の金銭的援助(financial assistance)を行った場合の贈与の受取人と実際の額が質問されている。具体的には、現金を渡すことや、医療費・保険料・教育費・住宅購入の際の頭金・家賃などの負担が金銭的援助に含まれる。たとえば、McGarry(2016)ではこのデータを用いることで、親と別居している18歳以上の(回答者の)子供が金銭的援助(生前贈与)を受け取る割合が計算されている。このようにHRSの生前贈与には様々な種類の金銭のやり取りが含まれている。そこで、本稿でもJPSCに含まれる上述の複数の生前贈与を考慮することで、HRSの生前贈与(金銭的援助)の定義に近い変数を作成する。

3. 記述統計

表1には、1995年、2000年、2005年、2010年の各年について、1993年の初回の調査で対象となった回答者の記述統計が示されている。平均年齢は1995年に30.9歳で、それ以降は5年経過するごとに約5歳ずつ上昇している。最終学歴は、回答者が女性であることを反映してか、高校、専門・専修、短大・高専卒が83%前後と非常に多い。既婚者の割合は1995年から2000年にかけて75%から82%へと上昇するが、その後低下している。これは、結婚により住所が変わることや、既婚者が子育てによる忙しさなどにより時間の経過とともに調査から脱落していくからかもしれない。子供の数は平均すると約2名である。既婚者世帯の世帯総年収とは回答者の年収、配偶者の年収、及び夫婦の共通の年収の和であるが、1995年の600万円台半ばから2010年の約800万円まで年齢の上昇に伴って増加している。未婚者については回答者の平均年収を示しているが、調査期間を通じて290万円から330万円程度となっている。観測値数は回答者の調査からの脱落により1995年から2010年にかけて4割以上減少しているものの、年齢が5歳ずつ上昇していることと、学歴構成の変化がほとんど見られないことから、脱落者が特定の年齢や学歴に偏る傾向はなさそうである。

⁶ 結婚に際しての親からの援助の有無は、1995年以降の調査で過去一年間に結婚した回答者に尋ねられている。また、1993年の調査開始時点で結婚していた人や、1993年から1994年にかけて結婚した回答者については、1994年調査で過去にさかのぼって尋ねている。また、1997年の調査で新たに調査対象になった回答者に対しては、結婚した年と結婚費用を尋ねている。したがって、これらの観測値は分析に用いた。しかし、その後新たに調査対象になった人でその時点で結婚している人については、結婚費用やそれを賄った方法が尋ねられていないので、これらの観測値は分析に用いることができなかった。

表1. 記述統計

調査年	1995	2000	2005	2010
	平均	平均	平均	平均
年齢	30.9 (3.2)	35.9 (3.2)	41.0 (3.2)	45.9 (3.2)
最終学歴				
中学卒	0.051	0.049	0.050	0.051
高校、専門・専修、短大・高専卒	0.829	0.836	0.836	0.829
大学・大学院卒	0.120	0.115	0.114	0.120
既婚	0.745	0.820	0.805	0.779
子供の数(>0)	1.9 (0.7)	2.1 (0.8)	2.2 (0.8)	2.1 (0.8)
世帯総年収(既婚者のみ対象、万円)	643.7 (400.2)	688.3 (329.1)	776.2 (388.6)	803.3 (376.3)
回答者年収(未婚者のみ対象、万円)	289.2 (136.7)	324.7 (220.5)	331.0 (404.9)	316.0 (201.3)
観測値数	1342	1102	904	778
観測値数(既婚者の世帯総年収)	791	849	682	560
観測値数(未婚者の回答者年収)	339	194	174	169

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。括弧内は標準偏差。初回調査の対象者にサンプルを限定している。世帯総年収と回答者年収は消費者物価指数で実質化されている。

IV. 分析結果

この節では分析結果の説明を行う。まず、1項では1995年、2000年、2005年、2010年の各年について、親からの生前贈与の受取状況を確認する。つぎに、2項ではどのような属性を持つ回答者が生前贈与を受け取る確率が高いか分析する。

1. 生前贈与の受取状況

この項では親からの生前贈与の受取状況を確認するが、その際に、年齢の上昇に伴い生前贈与の受取がどのように変化するかに着目する。なお、III節で述べたように、JPSCでは定期的に調査の対象を追加しているが、これによりサンプルの年齢構成が不連続に変化することを避けるために、この項では初回調査の対象者に限定して各年の生前贈与の受取状況を見る。

表2. 各年における生前贈与の種類別の受取状況

調査年	1995	2000	2005	2010
A. 過去一年間の金融資産・実物資産での生前贈与の受取				
回答者の親から				
割合(%)	N.A.	N.A.	1.7%	1.6%
額(>0、万円)	N.A.	N.A.	220.8	325.1
配偶者の親から				
割合(%)	N.A.	N.A.	1.3%	0.8%
額(>0、万円)	N.A.	N.A.	824.6	364.2
回答者あるいは配偶者の親から				
割合(%)	N.A.	N.A.	2.4%	2.2%
額(>0、万円)	N.A.	N.A.	579.3	341.0
B. 過去一年間の生活費などの補助				
回答者の親から				
割合(%)	8.3%	7.3%	10.5%	8.5%
額(>0、月額、万円)	N.A.	4.9	4.6	4.9
配偶者の親から				
割合(%)	16.4%	12.1%	11.4%	7.7%
額(>0、月額、万円)	N.A.	5.9	5.3	5.3
回答者あるいは配偶者の親から				
割合(%)	22.2%	18.3%	20.2%	15.3%
額(>0、月額、万円)	N.A.	6.3	5.8	5.6
C. その他				
敷地・住宅購入の際の親からの資金援助の有無(過去一年間に敷地・住宅を購入した人が対象)				
割合(%)	23.8%	20.0%	20.4%	34.0%
結婚の際の親からの資金援助の有無(過去一年間に結婚した人が対象)				
割合(%)	84.8%	45.5%	66.7%	52.2%
額(>0、万円)	237.3	88.6	119.1	103.5

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。A.とB.では、サンプル追加による平均年齢の変化が生前贈与の受取確率と額の不連続な変化を生じさせるのを避けるため、初回調査の対象者にサンプルを限定している。A.、B.、C.の生前贈与の「額」はすべて消費者物価指数で実質化されている。N.A.はデータの入手が不可能であることを意味する。

表2に、1995年、2000年、2005年、2010年の各年における回答者の生前贈与の受取状況がまとめられている。表の最上段に「過去一年間の金融資産・実物資産での生前贈与の受取」の状況が示されているが、金融資産・実物資産という形で親から生前贈与を受け取った回答者の割合は非常に低く、どの年も全体の1%から2%程度しかいない。割合が低いのは、回答者がこの質問で尋ねられている生前贈与には親からの生活費などの補助は含まれないと判断しているからだと思われる。ただし、金融資産や実物資産の形で生前贈与を受け取った回答者に限定して受取額の平均を計算すると、数百万円というかなり高額の前贈与の受け渡しが行われていることが分かる。

同じ表の中段には親からの生活費などの補助の受取状況が示されている。これによると、生活費などの補助を回答者の親から受け取る世帯の割合が7%～10%程度、配偶者の親から受け取る世帯の割合が8%～16%程度、少なくともどちらかから受け取る世帯の割合は15%～22%程度となっている。回答者の親よりも配偶者の親から受け取る割合が高く、時

間の経過(回答者の年齢の上昇)に伴い(配偶者の親から)生前贈与を受け取る世帯の割合は減少する傾向が見られる。若い世帯は流動性制約に直面することが多いため親からの支援を多く必要とすることを反映しているのかもしれない。

最下段には、過去一年間に敷地・住宅を購入した回答者(世帯)を対象に購入の際に親から資金援助を受けた回答者(世帯)の割合、及び過去一年間に結婚した回答者を対象に結婚資金の援助を受けた回答者の割合とその平均額が示されている。敷地・住宅取得については、親から援助を受けた回答者(世帯)の割合は20%～34%である。一方、結婚に際して援助を受けた回答者の割合は、半数以下の年であれば80%を超える年もあるなどばらつきが大きいものの敷地・住宅取得の際よりも親からの支援を受ける者の割合が高い。敷地・住宅取得の際の贈与は非課税制度があるものの贈与税の課税対象となるが、結婚費用を賄うための贈与は非課税であるため、このような差が生じたのかもしれない。

回答者が親と同居している場合、親は自分の生活費分を子供(回答者)に渡す可能性がある。この場合、データ上は親から子への生前贈与のように見えるが、親が自分の生活費を自分で負担しているだけなので実質的には生前贈与とは言えない。このような同居に付随する親子間のお金の動きを除外するために、回答者が親と同居していない世帯に限定して、生前贈与の受取状況を確認する。親と同居していない世帯とは、JPSCの「同居世帯」と「準同居世帯」⁷以外の世帯のことで、「同一町丁内または1km以内に親が居住」、「(区のある14大都市居住者)同一区内に親が居住」、「(その他の市部、郡部居住者)同一市町村内に親が居住」、「同一都道府県内に親が居住」、「上記地域以外に親が居住」のいずれかを選んだ回答者世帯である。なお、親が全員死亡している世帯は同居していない世帯には含まない。

⁷ JPSCの「同居世帯」とは「親と同一建物で、生計を共にしている」世帯のことであり、「準同居世帯」とは「親と同一建物で、生計が別」と「親と同一敷地内の別建物に居住」の世帯のことである。

表3. 親との非同居世帯における各年の生前贈与の受取状況

調査年	1995	2000	2005	2010
A. 過去一年間の金融資産・実物資産での生前贈与の受取				
回答者の親から				
割合(%)	N.A.	N.A.	2.2%	0.9%
額(>0、万円)	N.A.	N.A.	183.7	366.3
配偶者の親から				
割合(%)	N.A.	N.A.	1.6%	0.9%
額(>0、万円)	N.A.	N.A.	750.7	364.2
回答者あるいは配偶者の親から				
割合(%)	N.A.	N.A.	3.1%	1.9%
額(>0、万円)	N.A.	N.A.	537.8	373.6
B. 過去一年間の生活費などの補助				
回答者の親から				
割合(%)	8.3%	4.8%	5.0%	4.4%
額(>0、月額、万円)	N.A.	3.8	3.7	2.8
配偶者の親から				
割合(%)	8.4%	3.5%	3.2%	2.5%
額(>0、月額、万円)	N.A.	5.1	3.7	5.5
回答者あるいは配偶者の親から				
割合(%)	13.3%	7.7%	7.1%	6.0%
額(>0、月額、万円)	N.A.	5.9	3.9	6.1

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。A、Bともに、サンプル追加による平均年齢の変化が生前贈与の受取確率と額の不連続な変化を生じさせるのを避けるため、初回調査の対象者にサンプルを限定している。生前贈与の「額」はすべて消費者物価指数で実質化されている。

表3に結果が示されている。表の上段を見ると、金融資産・実物資産という形で親から生前贈与を受け取った回答者の割合は表2の値とほとんど変わらない。したがって、金融資産・実物資産という形での生前贈与は親と同居しているか否かに関係なく行われているようである。一方、下段に示されている過去一年間の生活費などの補助については、表2と比べると額はそれほど大きく減少していないものの受け取る世帯の割合は半減している。したがって、生活費などの補助は親子が同居している世帯で多く受け渡しが行われていることが示唆される。

表4. 各年における生前贈与の受取状況

調査年	1995	2000	2005	2010
A. 過去一年間のいずれかの生前贈与の受取(すべての世帯)				
金融資産・実物資産の受取除く	25.4%	19.3%	21.2%	16.8%
金融資産・実物資産の受取含む	N.A.	N.A.	22.6%	17.8%
B. 過去一年間のいずれかの生前贈与の受取(親と同居していない世帯)				
金融資産・実物資産の受取除く	17.9%	8.7%	9.2%	8.0%
金融資産・実物資産の受取含む	N.A.	N.A.	11.5%	8.8%

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。A、Bともに、サンプル追加による平均年齢の変化が生前贈与の受取確率の不連続な変化を生じさせるのを避けるため、初回調査の対象者にサンプルを限定している。

これまで生前贈与の種類ごとにそれを受け取る世帯の割合や平均額を見てきたが、種類に関係なく過去一年間にいずれかの生前贈与を受け取ったことのある世帯の割合を確認したい。ここでは、表2と表3で考慮しなかった、回答者の出産費用に対する親の援助や、家族(回答者は含まない)が病気になった際の治療費に対する親の援助も含めて生前贈与の受取を考える。表4の上段には、親と同居していない回答者も含むすべての回答者を対象として、過去一年間にいずれかの生前贈与を受け取った世帯の割合が示されている。表2でも見られたように、年齢の上昇に伴い生前贈与を受け取る世帯の割合は減少する傾向が見られるものの、20%前後の世帯が親から何らかの形で生前贈与を受け取っている。

McGarry(2016)ではHRSを用いて、親と別居している18歳以上の子供が受け取る生前贈与が分析されている。この米国の値と比較するために、親と同居していない回答者に限定して生前贈与の受取状況を見た結果が表4の下段に示されている。ここでも年によるばらつきが見られるが、2000年以降は10%弱の世帯で過去一年間に生前贈与の受取が生じている。McGarry(2016)では、12%～15%程度の子供が親から過去一年間に贈与を受け取るという結果が得られており、本稿で得られた値(表4の下段)はそれらよりやや小さいもののそれほど大きくは変わらない。

2. 生前贈与を多く受け取る子供の属性とは？

この項では、どのような属性を持つ回答者が親から生前贈与を受け取ることが多いか分析する。まず、各世帯の主な稼得者である(ことが多い)と考えられる回答者の配偶者の所得の多寡によって生前贈与を受け取る世帯の割合が異なるかを確認する。ここで、配偶者の所得とは、年収から「その他の収入(親からの仕送り・こづかい、養育費など)」を除いた額である。「その他の収入」を除いた理由は、その中に親からの生前贈与が含まれるかもしれないためである。このようにして定義される配偶者の所得の四分位数に基づき、世帯を四つの所得階級に分け、それぞれの階級で生前贈与を受け取る世帯の割合を計算した。なお、複数の年のデータをプールすると、所得の低い若年世帯が低い所得階級に偏ることが予想されるため、データをプールせずに1995年から2010年まで5年おきの各年について計算を行った。また、サンプルサイズを確保するため、途中で調査対象に追加されたサンプルも含めて分析した。表5に結果が示されており、親からの生活費などの補助と「いずれかの生前贈与」のどちらについても、低い所得階級に属する世帯ほど生前贈与を受け取る世帯の割合が大きいことが分かる。

表5. 各年における所得階級別の生前贈与の受取状況

調査年	1995	2000	2005	2010
A. 回答者あるいは配偶者の親から生活費などの補助を受け取る世帯の割合(%)				
配偶者の所得階級				
下位25%	37.9 (=88/232)	27.1 (=72/266)	32.7 (=103/315)	27.1 (=93/343)
25%-50%	32.9 (=80/243)	23.6 (=68/288)	19.1 (=56/293)	15.6 (=49/315)
50%-75%	26.6 (=61/229)	16.7 (=42/251)	20.1 (=61/303)	18.8 (=63/335)
上位25%	22.0 (=49/223)	16.3 (=42/258)	16.8 (=51/303)	10.7 (=34/317)
B. いずれかの生前贈与を受け取る世帯の割合(%) (金融資産・実物資産の受取除く)				
配偶者の所得階級				
下位25%	42.0 (=97/231)	30.9 (=82/265)	37.4 (=117/313)	29.7 (=101/340)
25%-50%	36.6 (=89/243)	26.1 (=75/287)	22.3 (=65/292)	19.4 (=61/314)
50%-75%	31.1 (=71/228)	19.1 (=48/251)	21.5 (=65/302)	22.1 (=73/330)
上位25%	26.1 (=58/222)	16.7 (=43/258)	17.6 (=53/302)	14.2 (=45/316)

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。配偶者の所得は年収から「その他の収入(親からの仕送り・こづかい、養育費など)」を除いた額である。

表6には、表5と同様の分析を世帯の保有する金融資産の階級別に行った結果が示されている⁸。保有する金融資産が少ないほど親から生前贈与を受け取る世帯の割合が高い傾向が見られるものの、2000年と2010年についてはそのような傾向が弱い、あるいは、ほとんど見られない。また、1995年と2005年についても、表5で見られたほどには階級間の割合の差は見られない。したがって、どちらかという親は子供間の保有金融資産の差よりも所得の差を平準化するように、子供に生前贈与を行っていることが示唆される。

⁸ 世帯の保有する金融資産は、回答者、配偶者、その子供の保有する金融資産であり、同居する親が保有する金融資産は含まれない。

表6. 各年における金融資産階級別の生前贈与の受取状況

調査年	1995	2000	2005	2010
A. 回答者あるいは配偶者の親から生活費などの補助を受け取る世帯の割合(%)				
世帯金融資産階級				
下位25%	34.9 (=67/192)	23.1 (=39/169)	26.4 (=69/261)	21.2 (=55/260)
25%-50%	30.0 (=71/237)	20.7 (=61/295)	23.2 (=64/276)	18.6 (=54/290)
50%-75%	32.9 (=71/216)	22.3 (=51/229)	20.0 (=32/160)	12.9 (=27/209)
上位25%	27.5 (=53/193)	23.5 (=54/230)	18.2 (=41/225)	16.6 (=42/253)
B. いずれかの生前贈与を受け取る世帯の割合(%) (金融資産・実物資産の受取除く)				
世帯金融資産階級				
下位25%	36.5 (=70/192)	24.3 (=41/169)	28.7 (=74/258)	22.9 (=59/258)
25%-50%	38.3 (=90/235)	24.5 (=72/294)	25.7 (=71/276)	24.0 (=69/288)
50%-75%	37.0 (=80/216)	24.1 (=55/228)	23.8 (=38/160)	16.3 (=35/215)
上位25%	30.1 (=58/193)	25.2 (=58/230)	19.1 (=43/225)	21.2 (=52/245)

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。

表7には、流動性制約に直面している世帯とそうでない世帯のどちらが生前贈与を受け取る割合が高いか比較した結果が示されている。流動性制約に直面している世帯とは、過去一年間に借入れをしなかったのに「断られたことがある」、「認められたが減額されたことがある」、断られることを見込んで「最初からあきらめたことがある」のいずれかに該当する世帯である。表7を見ると、流動性制約に直面している世帯の方が直面していない世帯よりも生活費などの補助を受け取る世帯の割合といずれかの生前贈与を受け取る世帯の割合がともに高く、表5(や表6)と同様に経済力の低い世帯が生前贈与を受け取る傾向が確認された。

表7. 各年における流動性制約の有無別の生前贈与の受取状況

	回答者あるいは配偶者の親から 生活費などの補助を 受け取る世帯の割合(%)	いずれかの生前贈与を 受け取る世帯の割合(%) (金融資産・実物資産の受取除く)
流動性制約に直面	26.4 (=251/951)	27.6 (=218/790)
流動性制約に直面せず	19.9 (=4,738/23,819)	21.4 (=4,669/21,791)

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。

表8には、既婚世帯を対象として、子供の人数別に生前贈与を受け取った世帯の割合が示されている。子供が多いと子育てや教育への出費が多いため、少なくとも一時的には家計が

苦しい可能性が高い。表8によると、子供がいない世帯よりも子供のいる世帯の方が生前贈与を受け取る世帯の割合が高いことと、子供が4人以上の世帯を除くと、概して子供の人数が増えるほど生前贈与を受け取る世帯の割合が高まることが読み取れる⁹。

表8. 各年における子供の人数別の生前贈与の受取状況

調査年	1995	2000	2005	2010
子供の人数				
0人	20.2 (=26/129)	20.3 (=16/79)	20.0 (=11/55)	11.1 (=6/54)
1人	28.6 (=69/241)	21.7 (=36/166)	20.9 (=23/110)	18.5 (=17/92)
2人	31.3 (=141/450)	21.9 (=94/430)	21.2 (=76/358)	16.8 (=51/303)
3人	37.0 (=60/162)	26.0 (=53/204)	26.1 (=47/180)	17.3 (=24/139)
4人以上	11.1 (=2/18)	12.0 (=3/25)	12.0 (=3/25)	11.1 (=2/18)

注：家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データに基づき著者作成。表中の値は、回答者あるいは配偶者の親から生活費などの補助を受け取る世帯の割合(%)である。

V. 結論

本稿では、公益財団法人家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データを用いて、記述統計の把握を中心とした分析により、日本の生前贈与の実態を明らかにすることに取り組んだ。具体的には、過去一年間に贈与を受け取る世帯の割合はどれくらいか、及びどのような属性を持つ世帯が贈与を受け取る確率が高いのか分析した。

本稿で得られた結果をまとめると、まず、回答者が若いときや、大きな支出を伴うライフイベント(敷地・住宅取得、結婚など)の際に親から生前贈与を受け取る傾向が見られる。つぎに、所得が低い、あるいは子供を持つ世帯など流動性制約下にあると思われる世帯ほど、親から生前贈与を受け取る傾向が見られる。したがって、回答者の親は、子供の所得と支出のバランスが大きく崩れるような場合に、流動性制約の緩和を一つの目的として生前贈与を行っている

⁹ ただし、回答者やその配偶者の親が家系の存続を望むなら、孫のいる子供により多くの贈与を行おうとするかもしれないため、子供の経済力(と支出の相対関係)に配慮して贈与しているとは限らない。また、子供の数は親の就労の機会費用に依存すると考えられるため、子供の数が支出の大きさではなく、回答者の経済力の低さの代理変数になっている可能性もある。したがって、子供の数と親からの贈与の受取の間の関係については、他の様々な要因をコントロールした分析を行う必要があるだろう。

るのかもしれない¹⁰。

最後に、本稿の結果から得られる政策インプリケーションを述べたい。本稿の分析から、敷地・住宅取得、結婚・子育てのタイミングで親から贈与を受け取ることが分かったため、近年政府が行っている教育、住宅取得、結婚・子育てに用途を限定した生前贈与の非課税は、人々のニーズに合致している。しかし、これが資産形成につながるかについては、本稿の分析で示唆されたように贈与の目的が子供の流動性制約の緩和であれば、敷地・住宅取得の際の贈与を除けば資産形成につながるとは考えにくい。また、教育や結婚に要する費用(の一部)を親が負担することはこれまでも非課税で行われていたし、住宅取得や子育て資金などのその他の用途の贈与も年間110万円までの非課税枠内で行うことができたため、新たに生前贈与に大きな非課税枠を設けても資産形成に大きな影響を与えないかもしれない。むしろ、富裕層が(節税目的で)子や孫へ多額の教育向け贈与を行うことで教育格差が拡大することや、祖父母から孫といった一世代をスキップした資産移転が増加することによる税収減少などのデメリットの方が大きい可能性もある。本稿では資産形成促進の観点から一定額までの贈与非課税と相続増税という政策の効果を検討したが、今後は、この政策が若年層の消費に与える影響なども含めて、政策の社会的なメリットとデメリットを比較することが欠かせない。

参考文献

(邦語文献)

濱秋純哉、2018年、「世代間資産移転と家族介護」、『季刊個人金融』、2018年春号、66～79頁。

(英語文献)

Arrondel, Luc, and André Masson, and Pierre Pestieau(1997)“Bequest and Inheritance: Empirical Issues and France-U.S. Comparison,” in Guido Erreygers and Toon Vandeveldel, eds., *Is Inheritance Legitimate? Ethical and Economic Aspects of Wealth Transfers*, Heidelberg: Springer-Verlag, pp.89-125.

Behrman, Jere R., and Mark R.Rosenzweig(2004)“Parental Allocations to Children: New Evidence on Bequest Differences among Siblings,” *Review of Economics and Statistics*, Vol.86, No.2, pp. 637-640.

Dunn, Thomas A., and John W.Phillips(1997)“The Timing and Division of Parental

¹⁰ ただし、流動性制約の緩和だけが目的なら、贈与を受け取った子供は将来親にその分を返済するはずであるが、本稿ではそのような行動が見られるかは分析していない。したがって、本稿で見られた贈与が流動性制約の緩和を目的とするものか、利他的動機に基づくものかを明らかにするためには、今後の更なる分析が必要である。

- Transfers to Children,"*Economics Letters*, Vol.54, No.2, pp.135-137.
- Groneck, Max(2017) "Bequests and Informal Long-Term Care: Evidence from HRS Exit Interviews,"*Journal of Human Resources*, Vol.52, No.2, pp.531-572.
- Hamaaki, Junya, Masahiro Hori, and Keiko Murata(2016) "The Intra-Family Division of Bequests and Bequest Motives: Empirical Evidence from a Survey on Japanese Households,"*ESRI Discussion Paper Series*, No.333.
- Hochguertel, Stefan, and Henry Ohlsson(2009) "Compensatory Inter Vivos Gifts,"*Journal of Applied Econometrics*, Vol.24, No.6, pp.993-1023.
- Jiménez -Martín, Sergi, and Cristina Vilaplana Prieto(2015) "Informal Care Motivations and Intergenerational Transfers in European Countries,"*Health Economics*, Vol.24, No.S1, pp.89-103.
- Light, Audrey, and Kathleen McGarry(2004) "Why Parents Play Favorites: Explanations for Unequal Bequests,"*American Economic Review*, Vol.94, No.5, pp.1669-1681.
- McGarry, Kathleen(1999) "Inter Vivos Transfers and Intended Bequests,"*Journal of Public Economics*, Vol.73, No.3, pp.321-351.
- McGarry, Kathleen(2000) "Behavioral Responses to the Estate Tax: Inter Vivos Giving,"*National Tax Journal*, Vol.53, No.4, pp.913-932.
- McGarry, Kathleen(2016) "Dynamic Aspects of Family Transfers,"*Journal of Public Economics*, Vol.137, pp.1-13.
- McGarry, Kathleen and Robert F.Schoeni(1995) "Transfer Behavior in the Health and Retirement Study: Measurement and the Redistribution of Resources within the Family,"*Journal of Human Resources*, Vol.30, Special Issue on the Health and Retirement Study: Data Quality and Early Results pp.S184-S226.
- McGarry, Kathleen and Robert F.Schoeni(1997) "Transfer Behavior Within the Family: Results from the Asset and Health Dynamics Study,"*Journals of Gerontology Series B*, Vol.52B, pp.82-92.
- Menchik, Paul L. (1980) "Primogeniture, Equal Sharing, and the U.S. Distribution of Wealth,"*Quarterly Journal of Economics*, Vol.94, No.2, pp.299-316.
- Menchik, Paul L. (1988) "Unequal Estate Division: Is it Altruism, Reverse Altruism, or Simply Noise?" in Denis Kessler and Andre Masson, eds., *Modeling the Accumulation and Distribution of Wealth*, Oxford: Clarendon Press, pp.105-116.
- Norton, Edward C., and Courtney Harold Van Houtven(2006) "Inter -vivos Transfers and Exchange,"*Southern Economic Journal*, Vol.73, No.1, pp.157-172.
- Norton, Edward C., Lauren H.Nicholas, and Sean Sheng-Hsiu Huang(2013) "Informal

- Care and Inter-vivos Transfers: Results from the National Longitudinal Survey of Mature Women,"*BE Journal of Economic Analysis & Policy*, Vol.14, No.2, pp.1-24.
- Ohlsson, Henry (2007) "The Equal Division Puzzle-Empirical Evidence on Intergenerational Transfers in Sweden,"Uppsala University, Working Paper 2007:10.
- Olivera, Javier (2018) "The Division of Inter-vivos Parental Transfers in Europe,"*Journal of Economics of Ageing*, Vol.9, pp.41-51.
- Wilhelm, Mark O. (1996) "Bequest Behavior and the Effect of Heirs' Earnings: Testing the Altruistic Model of Bequests,"*American Economic Review*, Vol.86, No.4, pp.874-892.